

廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会設置要領

(令和3年9月7日会長決裁)

(設置)

第1 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）が進める新たなごみ処理施設の整備に関し、廃棄物エネルギーを利活用したまちづくり、環境対策等について、知識経験を有する者の助言の下、整備予定地の地域住民と意見交換を行うため、廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇談事項)

第2 懇話会の懇談事項は、廃棄物エネルギーを利活用したまちづくり、施設整備に伴う環境対策等の方向性に関することとする。

(構成)

第3 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 整備予定地の地域住民代表 10名以内
- (2) 知識経験を有する者 2名以内

(懇話会の開催)

第4 懇話会の開催に係る構成員（第3に掲げる者をいう。以下同じ。）への案内は、協議会事務局において行う。

- 2 懇話会の進行は、協議会事務局長が行う。ただし、協議会事務局長が出席できないときは、あらかじめ協議会事務局長が指名する者が行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員等を懇話会に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他の事項)

第6 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。